

テーマ「公文書管理の改善を目指し、認証アーキビストが取り組むべき展望」

パネリスト

- ・ 仲本 和彦氏 (沖縄県公文書館)
- ・ 辻川 敦氏 (尼崎市立歴史博物館あまがさきアーカイブズ)
- ・ 大木 悠佑氏 (学習院大学大学院アーカイブズ学専攻博士後期課程)

モデレータ

- ・ 菅 真城 (記録管理学会会長、大阪大学アーカイブズ教授)

司会(事務局)

- ・ 齋藤柳子 (記録管理学会理事、記録の森研究所代表)

菅: モデレータの菅です。司会の齋藤の音声がでないようなので、司会の挨拶を抜きにしてプログラムに入っていきたいと思います。今、プロットされているお願い事項をお守りくださいますようお願いいたします。音声はミュート、ビデオはオフでお願い致します。ご質問がある時はチャットにご記入ください。

皆さんご承知のように今年の1月1日付で、190人の国立公文書館認証アーキビストが誕生いたしました。248人応募して190人という結果でした。そのうち17名が記録管理学会の会員であります。今回は、学会の会員の中から認証アーキビストに認証された、仲本様、辻川様、大木様の三名をパネリストとしてお迎えすることいたしました。認証おめでとうございます！認証おめでとうございますと言いますと、当方も認証されているので言いづらいところもあるんですけども、共に切磋琢磨していければと思います。

それでは早速ですけども、パネリストの方にまず自己紹介をお願いいたします。仲本和彦様からよろしくお願いします。

▽自己紹介▽

仲本: みなさん、こんにちは。沖縄県公文書館指定管理者の沖縄県文化振興会の仲本です。本日はよろしくお願いします。本日は沖縄から、リモートならではのオンラインアクセスで、皆さんとお話できることを、大変光栄に思います、よろしくお願いします。

私が勤めている沖縄県文化振興会は、沖縄県公文書館の指定管理者として、5年ごとに公募で決まるという運営方式です。公文書館自体は1995年(平成7)6月、当時の沖縄県知事の大田昌秀さん、元学者の方ですけども、その肝いりでオープンしました。大田さん自身、アメリカの公文書館で長らく調査研究されていたということで、「アーカイブズにはアーキビストが必要なんだ」という思いを非常に強く持たれていて、2~3年で異動するような感じではなくて、ずっとそこで公文書館の運営に携われるようにということで、財団に運営を委託したという経緯があります。

その結果、いま開館から 25 年が過ぎているんですけども、勤続 20 年から 25 年、開館当時からいるアーキビストが 5 名、それ以外に専門職のアーキビストとしてやっている者が 3 人、あと非常勤なんですけども任期の定めのない無期雇用の特別職というのが他に 4 人おまして、長期で仕事に携われる者が 12~3 名いる、という状況です。

そういう中で仕事をしてきているのですが、私のアーキビストとしてのバックボーンはアメリカでの経験、ということになります。1995 年に公文書館をオープンするにあたって、沖縄県の方でアーキビストを養成するということで、海外派遣プログラムが設けられ、公文書館が開館する 1 年前に、アメリカの大学院で勉強するために派遣されました。

当時はアーカイブズについて学ぶには、たいてい歴史学部に入るか、図書館情報学部に入るかという感じでした。あと北米ではブリティッシュコロンビア大学にアーキビスト養成コースがあって、それ以外にはメリーランド大学とテキサス大学だったと思うんですけど、その二つ三つぐらいしか専門的に学ぶ場所がありませんでした。

私は迷わずメリーランド大学を選びました。その理由は、メリーランド大学の隣に、アメリカの国立公文書館の新館が出来ていまして、そこに沖縄戦、戦後のアメリカ統治時代の沖縄統治政策について分かる公文書が保管されているということで、メリーランド大学に行くことにしました。

そこで 3 年かけて勉強したんですけども、卒業してすぐに沖縄文化振興会の米国駐在員として 9 年間、沖縄戦やアメリカ統治にかかわるアメリカ政府の公文書を調査して、発掘して、収集して沖縄に持ち帰る、という業務に携わりました。アメリカ政府の公文書を日々見ているなかで非常に驚いたのが、公文書の中身というんですかね、政策決定過程が丹念につづられていて、点と点を結んでいけば何十年も前の政策でもその過程がわかってくるというところに非常に驚きを覚えました。

それで、業務の傍らいろいろと調べてみると、アメリカの国立公文書館、National Archives and Records Administration という名称、正式名称ですね、みなさん NARA(ナラ)というふうに呼んでいます。この後半の Records Administration の機能が非常に重要なんだということが解りました。ほんとうに世界有数のボリュームと質なんですけれども、これはたまたま残ったのではなくて、残そうとして残ったんだということが解りました。そこで、よく言われる「ライフサイクル」の川上側の記録管理がどういうふうになっているのか疑問に思い、NARA の職員にもいろいろと手ほどきを受けながら、業務の傍ら、NARA のレコード・アドミニストレーションについて勉強しました。すると、ライフサイクルにわたる文書管理の重要性とか、中間書庫の運用、レコードスケジュールというのが非常にカギを握るということもわかってきました。そういった「運用」というのが非常に大事だということについては、また、後半の部分でふれさせていただければと思います。自己紹介は以上です、ありがとうございます。

菅： ありがとうございます。それではひきつづいて辻川敦様、よろしくお願いいたします。

辻川： 尼崎市立歴史博物館あまがさきアーカイブズの辻川です。よろしくお願いいたします。

私は大木さんとか、今、仲本さんの自己紹介にあったような、アーカイブズの専門的な勉強っていうのをしたことがもともとなくて、市役所に入りました。1982年に尼崎市役所に一般職採用で入りました。ただ一応、歴史学を大学で勉強していたので、まあそういう専門的な職場ということで、現在の職場の前身である地域研究史料館という、尼崎市の公文書館施設に配属されて、その後ずっとそこにいるということになりました。なんかその過程で、市の方でも地域研究史料館に専門職制度が制度的に必要だというようなことになってきたような感じでした。2007年からは史料館長になりまして、去年の3月末で一応定年退職で史料館長を退きまして、再び、今年度から再任用職員ということで働いています。

地域研究史料館の方なんですけれども、去年の10月10日に尼崎市が新しく歴史博物館というのを設けて、公文書館である地域研究史料館と、それから文化財収蔵庫という社会教育施設を合体しまして歴史博物館を設置した、ということで史料館も博物館の中に移動しました。所属も総務局から教育委員会に移しまして、その中の地域研究史料室"あまがさきアーカイブズ"に移行し、私はそのスタッフとして、アーカイブズの業務全般を担当しているというようなことになります。

これまで達成した業務や記憶に残る出来事ということなんですけれども、私が就職した当時は、地域研究史料館はあまり利用頻度の高くない、庁内的にもステータスの低い職場でした。1990年代に、ちょっとこれではまずいということで、業務改革に職場を挙げて取り組みました。特にレファレンスを軸に、いかに多くの方に利用していただくか、というようなことをやってきまして、その中で事業そのものが、多くの市民の方や庁内利用も多くなっていき、利用が多くなっていくと職員の側でもこういう資料がこういうことに役立つということが分かってきて、館の業務全体が活性化してきたような流れがあります。あと地域研究史料館は市史編集室でもありましたので、こういうアーカイブズ業務と連動する形で、様々な収集した資料、それから多くの利用者の方がそれを使って調べられた内容っていうのを市史としてアウトプットして、その市史が、市史もまたそのアーカイブズの一つの資料として利用もされますし、また市史を入り口にして史料館利用、アーカイブズ利用やアーカイブズの資料収集が進むようなことができてきたかなと思います。

それから、日本の公文書館の弱点というようなことですね、まあいろんな要素があると思います。私は尼崎市役所の、それも今の職場しか知らないんですけども、一般的に地方自治体や日本の行政機構の職員にとって、多分、情報公開とか文書事務というのがものすごく重いもんなんじゃないかなと思います。重苦しいっていうのかな、それは何て言うんでしょうね、仕事そのものの意識がそこに反映してると思うんですけども、何かその生き生きとですね、自分たちがこういう業務を達成してそのことをちゃんと記録して後世に伝えたい、という風なことよりも、何か非常に官僚主義的な中で文書業務を強いられるみたいな感じが、強いんじゃないかなと思います。

もう一つはその「組織に従属する個人というシステムが生み出す恣意的な文書管理の実態」ということ書きましたけれども、私はアメリカやヨーロッパの実態っていうのはあんまり実地に

は知らないのですが、ただなんて言うんですかね、イメージとしてやっぱり個人が組織に從属するんじゃないかと、例えば組織から不合理やこれは違法なんじゃないかと言うような命令とか義務を課せられた時に、それをちゃんと文書にして残してほしいのです。軍隊モノの映画なんかそういうのよくあると思うけど、それでちゃんと身を守る、これ命令したのは誰、誰の責任であるというようなことを、そういう形で組織に対して個人が自立してるって言うのかな。日本の場合はしばしば話が逆ですよ。全部個人がいろんな理不尽なことをかぶってしまって、自分の腹に収めて、一番ひどい場合は自殺する人が出るとかですね、なんかそういうところが、公文書管理のうまくいかない根本にあるのかなという気はしています。

今後の抱負ということなんですけども、尼崎市は現在、今年度と来年度 2 年間で公文書管理条例を制定し、公文書管理を見直すということ、市長特命のプロジェクトでやっています。この 2 月に公文書管理制度審議会というのが立ち上がりまして、条例を作って、令和 4 年度から施行の予定です。この中で歴史博物館が持っている公文書館機能もさらにきちんと強化をしていくというようなことも、プロジェクトとして取り組んでいくので、そういったことをきちんとやっていきたいと考えています。私の自己紹介は以上です。

菅：ありがとうございました。それでは最後のパネリスト、大木悠佑さんよろしくお願ひいたします。

大木：はい、大木悠佑です。今回こういった場で大きなテーマにおよばれし、お話できる機会を頂きまして、本当にありがとうございます。私は学習院大学のアーカイブズ学専攻博士後期課程に在籍していますし、あと仕事として独立行政法人の国立公文書館にも勤務しています。

キャリアですが、大体 11 年ぐらい働いていまして、専門職とか非常勤職員の悲哀を一身に受けている感じで、転々としています。八王子市と大阪府ではくずし字、昔の文書の事をしていました。日本銀行に行ってから、特定歴史公文書等の目録整理をしていました。その後（自己紹介のpdfの）d と e の武蔵野市と江東区、地方公共団体のところでは同じような仕事ですが、歴史公文書等の評価選別、特定歴史公文書等の利用審査、展示、文書管理の指導や研修の講師を担当していました。2019 年の 4 月から現職の国立公文書館にいます。

実際に今何をしているかという（自己紹介のpdfの）3 のところです。統括公文書専門官室評価選別担当という部署にいて、公文書専門員という立場です（※例会には、一研究者の立場として参加しており、発言は個人の見解である。）。仕事の中身としては、行政文書の保存期間満了時の措置に関する専門的・技術的助言ということで、各省庁が作った行政文書について、保存期間満了した時に移管・廃棄というのを設定しますが、レコードスケジュール上、作ってから早いタイミングで設定するものと、保存期間が満了し、廃棄するタイミング、この 2 回について、専門的・技術的な助言を実施しています。

続いて、（自己紹介のpdf）4. 達成した業務や記憶に残る出来事として、一つ目、「保存期間満了時の措置に関する手引き」というものを作成しました。こちらは、武蔵野市にいた時に、武蔵野市が公文書館機能を作って、武蔵野ふるさと歴史館が出来て間もない時期、新

たな制度が導入されたタイミングで、満了した時の流れや考え方を整理したマニュアルを作成しました。このマニュアルを作ったこともそうですが、その研修を実施して、武蔵野市を辞める際に、やり取りしていた文書取扱担当者の方から、「すごく分かりやすい説明でした。本当に理解できました。辞められるのが本当に残念です。」みたいな事を言われたのがすごく印象的でした。公文書館機能を庁内に認知してもらえたことが、印象的なことと覚えています。

一つ目はいいイメージでしたが、二つ目は悪いイメージです。選別業務で各課に行った時に、公文書管理の規則やルールで、文書主管課の選別作業を経た上で廃棄となる仕組みとなっているのに、「何で勝手に捨てちゃだめなんだ」と言われたことがあります。あるいは個人情報を含むのもので、「これは早期に廃棄しなければいけない」、「個人情報が含まれているので歴史的な公文書ではない」、と言われたことがあります。公文書管理というものが大きく変わっていく中で、その制度や主旨がまだ理解されていないこととして、印象に残った出来事でした。こういった印象が(自己紹介のpdf)5の、公文書管理の弱点のところにつながっています。

(自己紹介のpdf)Aのaのマネジメント層と実務者の間で、記録管理に対する認識のズレというものがあると思います。マネジメント層と書きましたが、入庁時期がだいぶ昔で、結構前から働いている人は得てして管理職になっている人が多いのですが、さっき言った通り自分が若い時のイメージで仕事をされるので、「何で勝手に捨てちゃだめなんだ」みたいなことを言ったりするわけです。社会からの期待や規則、ルールが変わっていく中で、文書取扱主任、実務者の方は研修を受けて知識がアップデートしていくのですが、管理者はそういったものを受けていないので、管理者と実務者で意識のズレというものが発生しているのです。

あとは記録作成現場と、アーカイブズの記録に対する視点や認識のズレです。極端な話として、記録作成現場としては捨てたい、アーカイブズ側は残したい、(記録作成現場としては)検討の結果、結果が大事、(アーカイブズ側として)検討過程も大事、(記録作成現場としては)検索の容易さとか探しやすさを重視といった日々の業務の遂行の視点が大事、(アーカイブズ側として)業務のつながりとかがわかるもの、長期的な視点が大事、(記録作成現場としては)個人情報について漏れるのが嫌なので早く捨てたい、(アーカイブズ側として)適切に管理すれば大丈夫、などという視点のズレがあると思います。このズレ自体はあるべきだし、あってしかるべきですが、問題としては、同じ視点・同じ意識ではないという認識がないことです。何か違うか分かったとしても、「あの人何見てるんだろう」、文書作成現場の方から、「アーカイブズさん何を見てるんだろう」というように、意識を共有できていないというか、認識がずれていることがあると思います。

こうした問題が起こる背景として、記録管理専門職に対する認識の欠如があり、専門家以外の方が専門家を見る視点で、記録作成現場においては、記録管理は専門的な知識が求められる業務という認識がなく、片手間できると捉えられているようなことがあると思います。実際に記録管理業務に携わっている人に話を聞いたら、「よく分からないし、体系的な

知識や関連した法令規則の理解がないとしんどい」というようなことを言われたことがあります。専門性があるかないかがわからない人たち、専門性があるがどうしたらよいかわからない、というような所で、記録管理専門職に対する認識がないと感じています。

(自己紹介のpdf)C のところでは、逆に専門家の中の話です。私たち専門家と呼ばれる人たちのアイデンティティの話で、記録管理学会でも2016年度から3ヶ年で研究プロジェクトが実施されていましたが、自分たちの専門性とも呼べる体系的な記録管理学が学問的な位置づけを持っていなかった、という指摘がありました。そういった自分たちのコアの部分自体が実は弱かったというようなこともあります。そこに関係してくることで、今回「認証アーキビスト」が、「公文書管理のプロ」として報道されました。今後、記録作成現場に「公文書管理のプロ」である「認証アーキビスト」が直接関わっていくのかもしれませんが。

ただし、認証アーキビストの一つの基準として「職務基準書」がありますが、そこではレコード・マネジメント、現場の業務の視点は微々たるものなので、現場からすると、「なんか(文書管理は)難しかったけど、専門家が来た」という期待を受けつつも、実はそこに来た人がレコード・マネジメントの知識が足りない、ということもありません。そこで先に説明したように、記録作成現場とアーカイブズのズレが認識されていなければ、「公文書管理のプロが来たけど、現場のニーズよく聞いてもらえないし、公文書管理がよくなる」という問題が起こることもあります。社会が抱く「公文書管理のプロ」という期待に応える必要はあるとは思いますが、どういった専門性があるのか、どういった立場から発言していくのか(専門職としてのアイデンティティを持つ必要があると思います。

4つ目(pdf 5. D)です。これは私個人の感覚ですが、「よき記録管理」の具体的な基準というものがわかりません。よく「記録管理」と言われますが、よくわかるようでわからない。作成すべき文書が作成されて、適切な分類のもと適切な場所に置かれ、適切な保存期間が設定されて、保存期間満了後は処分基準に従って適切に処置されるということが、多分「よき記録管理」だと思いますが、これは結構主観的で判断求められるので、ではどうなっていたら「記録管理がいいと言えるのか」となります。法令規則に遵守していればいいと思いますが、法令規則に記載されていない文書はどうすべきかわかりづらいですし、(例えば)法令上10年保存となっていたもので10年経って廃棄しました、11年目に社会的な問題となって、社会の期待があつて確認しようと思ったけど存在がなくなりましたというような場合、法令規則に遵守しているから「よき記録管理」なのでしょう。また、社会の期待に応えられなかったから、「悪い記録管理」なのでしょう。だからこの辺り、私の中では全然整理ができていなくて、法令等に遵守していれば「よき記録管理」の最低ラインを超えてると思いますが、社会が今変わってきていて、色々な社会からの期待に応えていく中で、その「よき記録管理」というのは、どういうものであればいいのかわかっていない状況です。「よき記録管理」というものがわかれば、その記録管理の専門家、「公文書管理のプロ」がいれば、現場がこうよくなる、みたいなイメージが持てるといいな、ということを考えています。

**タイムキーパー:** あと1分です。

大木：時間来てます？

タイムキーパー：まだ大丈夫です。1分前です。

大木：はい、ちょうどいい時間なので、今後の抱負に移って終わりたいと思います。二つあります。一つは、専門職アーキビストであり続けるための研鑽は続けたいと思います。専門職アーキビストであることは簡単なようで難しいと思っていて、国の方でも2026年とか全部電子化する話になっていますが、そういった記録管理を取り巻く状況が色々変わっていて、電子記録も扱っていかなくてはいけないので、新たな知識を常に吸収し続けていかないとと思っています。今回みたいな企画が5年後10年後の段階で出た時に、「あの人は今」、と言われるのではなくて、また代表的なアーキビストの一人として名前が挙がるように、頑張りたいというところです。

また、博士後期課程にいますので博士論文を書いています。研究テーマとして「レコードキープングにおけるアーカイブズ機関の役割、アーキビストの役割」みたいな事を研究しています。今回の例会のテーマ「公文書管理の改善を目指し・・・」にすごくぴったりしてると思いますが、その公文書管理の改善に向けて、アーカイブズ機関がどういう役割を果たせるかを書いています。自己紹介は、以上となります。ありがとうございました。

菅：ありがとうございました。お三人とも時間を守っていただきまして、円滑な進行ができたと思います。ここで5分間の休憩をはさみたいと思います。

-----休憩-----

#### ▽認証アーキビスト応募の動機▽

菅：それでは予定された時間となりましたので議論の方に移りたいと思います。お三方から自己紹介していただいたんですけども、その続きからまた始めたいと思います。

お三方、私も含めてですけども、今回、最初の認証アーキビストにまずは応募しようと思われたのは、どういう動機付けがあったのでしょうか？また同じ職場の方々は、同じように申請されているのでしょうか。仲本さんからお願いいたします。

仲本：私はもう二十数年間、この仕事をしているんですけども、だいたい自己紹介する時、名刺には「アーキビスト」って書かかせてもらってきたんですけど、自分で勝手に。すると、「それ何ですか？」って大体聞かれます。そこで、「図書館には司書あるいはライブラリアン、博物館だったら学芸員あるいはキュレーター、公文書館だと専門員とかアーキビストと言います」というように説明してきたんですけども、「ただし資格制度はありません、自分で名乗っているだけです」みたいな補足を必ずしていました。まあそういう意味で、アーキビストというふうに認証されるということは、大事なのかなぁと思いました。

それから昨年度から県内の自治体市町村支援事業というのを、うちの財団で始めているんですけども、その時にやはり「この人誰なんだ？」ということになるんだろうなと思っていて、そういう意味ではアーキビストと堂々と言えるといいのかなぁと思いました。

そして、一番はやはり国立公文書館がアーキビストの地位確立にこれから取り組んでいきたいという考え方に賛同して、私もその一人として貢献じゃないですけど、できたらいいなあということで応募しました。

菅： はい、ありがとうございます。辻川さん、いかがでしょうか？

辻川： はい、うちの職場ですね、現在歴史博物館なわけで、文化財担当、学芸の方はですね学芸員、これは専門職で採用された人間が配置をされています。アーカイブズの方は現在正規職員が3名と会計年度職員が4名で合計7人、ほぼ全員専門職的な位置づけなんですけど、これがちょっと曖昧っていいですかね、実際上としては専門職として配置をしているということなので、それが国立公文書館の認証アーキビスト制度ができたということで、組織をあげてアーカイブズ部門の専門職員もきちんとオーソライズしよう、という意味で認証を受けるといふ方針です。うちの職場では今年5人認証されました。でこれから、もう少し実績を積んで認証を受けようというスタッフもいて、おそらくここ数年のうちにあと2、3人認証されるんじゃないかなと思ってますけども、そんな感じでうちの職場では位置づけています。

菅： はい、ありがとうございます。大木さんはいかがでしょうか？

大木： はい、前のお二方はすごい、いい理由だったのですが、私が申請・提出した時、あまり記憶がなくて、強い確たる認証を取りたいというイメージが、実はなかったです。お二方と比べて、私は非常勤専門職で転々としてきたからというものもあると思いますが、認証されたからといって特に状況が大きく変わるわけでもなく、取れる条件満たしていたからとろうとしました。また転職する機会があるかもしれませんので、その時に認証アーキビスト資格を取っていれば何かしらプラスになるのではないかと思います。一応取ったということになります。

うちの組織の話ですけども、国立公文書館なので30人ぐらい、認証を受けているみたいです。190人認証を受けていますが、そのうちの最大勢力になっていると思います。でも館としては、実際の具体的な数値は知らないですが150人近くいるなかで30人ぐらい取得してる、というのが現状という風に思います。

菅： はい、ありがとうございます。認証アーキビストの資格出願には、大学院での教育を受けているという要件もあろうかと思うんですけども、大木さんはそちらの要件で出されたことになるんですか？

大木： 大学院修士課程修了のものと、実務経験5年のどちらかの申請条件だったと思いますが、大学院の方は2011年度以降に取ったもの、という条件がありました。私は2010年度に大学院に入っており、それが認められなかったの、実務経験5年の方で認証されています。

菅： じゃあ今日のお三方は皆さん、実務経験5年以上で申請して認証を受けられた、という理解でよろしいんですね。

大木： そうです、はい。



#### ▽アーキビストとレコード・マネジメント▽

菅： なかなか大学院課程で、というのが現在、学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の5科目 10 単位しかないので、厳しいところはあるかとは思いますが。

公文書管理、認証アーキビストが公文書管理にどうかかわれるのかということでお話を聞いていると、自己紹介のときでも、やはり川上のレコード・マネジメントのところをきちんとしておかないと、川下で幾ら騒いでもしかたがないというようなのが、お三方に共通したような認識だったのではないかなというふうに受け止めたんですけれども、仲本さんなんかはアメリカでの大学院でも学ばれてますし、アメリカ在住の期間も長いので、アメリカの制度と比べまして、今回の認証アーキビストが公文書管理にどうかかわれるか、というようなお考えはお持ちでしょうか？

仲本： そうですね。私はアメリカの国立公文書館のことしか知らないのですが、たとえば州立の公文書館とか地域の公文書館とかはよくわからないところはあるんですけれども、国の公文書館でいいますと、やっぱり各連邦省庁の職員が、国立公文書館に対しても、なんていうんですかね、信頼しているかどうかわからないんですけれど、要は日本よりは国立公文書館の地位そのものがある程度確立されていて、その指導監督に従って記録管理、レコード・マネジメントを実施しています。連邦省庁の担当者も国立公文書館の研修とかセミナーとか、そういったものを受けて現場に立つというような、双方向性というんですかね、風通しというか、そういったのがあるのではないかと、というふうに感じました。

#### ▽川上と川下のライフサイクルの分断▽

菅： はい、ありがとうございます。お三人のプレゼンの中で、日本の公文書管理の弱点というところで、弱点、課題といったところでいくと、仲本さんはライフサイクル上、分断されてるとかいう話がありますし、辻川さんは恣意的な文書管理とかということも言われてますし、大木さんは現場との乖離とかというようなことも言われてますが・・・この川上と川下のライフサイクルの分断っていうのは、どこの組織でもやはり共通して見られることなんでしょうか？日本社会において、どのようにお考えでしょうか？どなたでも結構ですが・・・。

辻川： 多分この、今のメンバーの中で一番一般職に近いのは私だと思うので、それはすごく強く感じますね。ですから多分、特に例えば自治体、国もそうだと思いますけども、公的機関で働いてる人間は、なんかそんな川下のことまで考える余地が、余裕がないっていうのかな。日々いかにこなすかということで、追いまわられてるような気がしますね。

自己紹介の中で、現在尼崎市が公文書館制度の見直しに取り組んでいると言いましたけれども、その中でもやはり決定的なのはどっちかって言うと、現用公文書管理そのものの方だと思います。アーカイブズの側は受ける側なので、現用文書管理をしっかりとくれないとどうにもならないなと思っていて、これは他の方の意見もお聞きしてみたいなと思うんですけども、現在取り組んでるのは、これまで尼崎では一方的に廃棄文書の中からアーカイブズの側がですね、選別をしてたんです。いろいろ問題点があって、選別対象が尼崎市の全行政

文書とか資料になってないってということもありますし、まあ、でももう一つはやっぱり一方的だったということですよ。

今回の見直しでは、各課の方でまず、第一次選別をしてもらう。その前提としてはきちんと文書作成をしてもらって何が歴史的な文書なのか、ちゃんと選別も自分たちなりにしてもらって、というようなことの予定をしています。そのために、あちこちの自治体で作られているその歴史公文書の作成選別基準って言うのですね、参考に調べさせてもらってるんですけども、なんか結構その詳細なリスト化をして、これに基づいて各課は作れ、みたいなことを定めようとしてるところが多いように思っていて、それは有効なのかなっていう疑問を感じていました。もう少し詳細なものを作った時に各課が果たしてそれで首っ引きにして自分たちで作れ、それを選ぼうとするだろうか、ますますなんか重たくなってしまうとか、また余計なこととして、みたいなことを思われるんじゃないかなと思っています。

私なんかはもっと端的に、それぞれの業務の根幹をなすものをコンパクトにきちんと作って欲しいと思います。「うちの課ならこれがミッションで、これを1年間やってこうなりました」、という事を、それをいかにコンパクトにきちっと作り、それこそが歴史公文書だと思うので、そんな風に持って行きたいなどは思ってるんですけども。このあたりどうでしょうね。川下と川上の、川下からのアプローチとして、私はそんなふうに思うんですけども、それは適切なのかどうかというあたりは、皆さんの意見を聞いてみたいと思います。

菅： はい、事実確認なんですけれど、辻川さんは条例に先ほど述べられたようなものを盛り込みたいというお考えはお持ちでしょうか。

辻川： そうですね。はい。

菅： でよろしいんですよね。あまがさきアーカイブズの方(かた)は、その条例作成の委員会みたいなのはかかわられているのでしょうか？

辻川： 庁内プロジェクトはですね、「歴史博物館あまがさきアーカイブズ」と、もう一つ「情報公開担当」という現用の方の課が、二つが事務局を担っていて審議会と一緒に作業していくってことになっています。

菅： さきほど辻川さんが投げられた問題について、仲本さん、大木さん、いかがでしょうか？

大木： 多分私が色々なところを見てるので、話しやすいと思いますが、私がいたのは大阪府と江東区と武蔵野市で、三つとも公文書館があって、理解はかなりある方だと思います。

公文書館機能も全くなって、ライフサイクルが本当に分断して、そもそも問題が発生していないところもあるので、そういう意味でいうと、分断はすごく日本社会にあるのではないかと、いう気はしています。公文書管理法が出来て公文書管理条例等を作ってる自治体があるので、なんとなくつなげようという意識、動きがあるというのは分かります。江東区と武蔵野市の話で、分断というのかどうか分からないですが、結局アーカイブズといたら「歴史的な資料でしょう」みたいな感じで、意識としての分断はあるという気はしていて、さきほど辻川さんがおっしゃったように、業務のまとまったものが重要で残っていく感覚という、ライフサイクルがつながって残っていけるという仕組みになるのかなと考えています。

菅： はい、ありがとうございます。仲本さん、何かご意見、ございますでしょうか？

仲本： そうですね、私はライフサイクルの分断ということで思うことは、日本の場合、保存期間というのは原課での保存期間だけを指していて、公文書館での保存、一般利用というところまで含まれていない。これは、保存期間が満了しないと公文書館にいつまでも引き渡されないということで、有期限化の動きというのが全国的に起こった結果です。でもこれって公文書館や移管先があるという前提で有期限化というふうになったと思うんですけども、公文書館、移管先がない状況で有期限化してしまうと、20年で文書の保存期間が満了する。そんな最長でも20年というのは、私はちょっとありえないのかなと思っています。だから延長という措置をするということになっていますけど。

私は、(できるかどうかわかりませんが)レコードスケジュールを作る時に、保存期間というものを本当に物理的な保存期間にすべきと考えていて、(なかなかできないと思いますけど)原課で何年、中間書庫で業務上必要な間、30年、50年、80年とか残しておいて、その中から本当に歴史的に必要なものだけをアーカイブにするというのを、最初の段階で決めておく。これがアメリカのやり方なんですけれども、そういった方が合理的なんじゃないかなと思っています。

#### ▽1年保存や1年未満保存の論争▽

もう少し話させていただくと、自衛隊の南スーダンのPKOの活動日誌ですね、自衛隊の日誌が1年保存で廃棄するとなっていた。だから情報開示請求かけたら「廃棄しました」ということになっていたと思うんですけど、あの日報って、我々沖縄戦の米軍資料を見ている者からすると、沖縄戦では日本軍の史料はほとんど残ってなくて、当時の戦闘状況を再現しようと思ったら、あるいは検証しようと思ったら、米軍側の作戦報告書や日報を使って再現する、検証するということになるんです。分刻みで、どこの場所でどういった作戦をして、日本軍はどういう動きをしたというのが、師団とか連隊とか大隊レベルでそれぞれ日報をつけていて、これがもう75年経った今も、非常に重要な歴史的な文書として役割を果たしているんですね。

防衛省の職員は、自衛隊がPKOで海外に派遣されて、そこで憲法に触れるか触れないかぐらいの重要な活動をして、その時の日報を1年保存にしていたということが信じられません。つまり、行政文書の管理で、これは歴史的に重要なんだというような意識がまったく欠如していたということですね。私はやはり、原課の方で行政文書の範囲だけではなくて、これは歴史的な公文書なんだということも判断してもらうような仕組みをつくるべきじゃないかな、というように思っています。

でも、そういうことと言うと、そんなこと出来る訳ないじゃないか、アーキビストでもないんだからと、現場でそんなこと出来る訳ないでしょと。ということで、現場で歴史公文書の判断はやはり難しいよね、という話が必ず出てくるんですけども、そこにアーキビストがかかわっていく余地があるというふうに考えています。

菅：辻川さん、どうぞ。

辻川：あ、すみません。仲本さんおっしゃった、スーダンの日誌が廃棄されている、まあいわばたぶん旧軍でいうと戦闘詳報に当たるようなものですよね。そういうのを捨てる軍隊はないので、だから必ず持っているはずなんですよね。あるいはこの間の桜を見る会とかでもですね、1年保存で捨てました、そんなこと絶対にはないですよ。だから現実的にやっていくべきこととして、仲本さんおっしゃるようにライフサイクルの側できっちりしてってということなんだけども、多分それ以前の、その何て言うのかな、日本の公務員なんかの持っている文書に対する意識っていうのが、仕事をするための情報源としてじゃないんだと思うんですよ。あれは建前の、なんか必要上作らないといけないものですと。

必ずそれとは別に、ファイルだったり電子データだったりして、別の場所に情報は持ってて仕事をしてる。それはもう日本の、多分戦後の行政の仕事の仕方っていうのかな、実は机の中にファイルがあります、それは共有の文書の歴史的公文書じゃありませんみたいな実態があって、そうになってしまうともうほんとに手も足も出ないって言うか、多分、そこが改善されない限り……だから逆に言うと、やっぱりそういうファイルは個人持ちじゃなくて共有にさせるというかね、どういうんですかね、いわゆる公文書登録されてるものを選別対象にするっていう考え方から、その組織が持つてる全行政情報がどんな形であって、その中で歴史的にするのはなんなのかっていう意識を、作成側も川下側も共有意識として持ってやっていくようなことをしないと、その分断は埋まらないような気がします。

あともう一つですね、大木さんの話を聞いてて思い出したのが、尼崎は結構実績も歴史もあるので、それなりに認知されてるんですよ。それでどういことが起こるかって言うと、古手の職員はみんな個人持ちで情報を持っていていろんなことに詳しいんだけど、世代交代して今の若い職員はその間の歴史を知らない。色々問い合わせが出た時にどうするかっていうと、「それは地域研究史料館に聞いてください」、「それはあまがさきアーカイブズが詳しいからあそこ行ったら何でも分かりますから」、っていつて話を振るようなパターンになっていくんですね。まあ信頼してくれるのありがたいんですけども、そういう歴史との分断っていうんですか、それはすごく強く感じますね。それで、なんかこれはまずいなって常々思っています。

菅：アーカイブズの方から原課に働きかけるという時に、文書の価値としても、仲本さんの日報の問題とかも聞いていて思ったんですが、それが1年未満で廃棄されるはずがないもので、ただその場で公開すると自衛隊員が危機にさらされるかもわからないから、それは何十年後に公開しましょうよ、30年ルールか、もっと長くて50年か70年になるかもしれませんけれども。そういったようなアーカイブズ的な考え方を原課の方に、そういう働き方も必要なのかな、などという風に私は先ほどの話を聞いて感想を持ちました。大木さん何かございますか？

大木：そうですね、先ほどの公文書管理のところ、公文書管理法的なところで補足みたいな感じになりますが、一応公文書管理法的には、作った文書は行政文書ファイル管理簿に

登録されて、レコードスケジュールで何年保存して、その後の処置は移管か廃棄というのを設定して、内閣府の方に報告し、それが国立公文書館の方に行くという形になっているので、仲本さんがおっしゃったように、何年保存してその後どうなるかというようなところに近い仕組みがあると思います。

ただ、先ほどの日報や桜を見る会は1年ではなく、1年未満保存文書と彼らが主張してたと思います。「こういうものは1年未満保存文書です」と限定がかかっていますが、1年未満保存文書であれば、行政文書ファイル管理簿に掲載しなくてもいいし、報告しなくてもいい、というところがあるのと、あと行政文書、先ほど問題になってましたが、行政文書にならなかったらそういうふう流れない、行政文書ではないと、私たち(アーキビスト)ではなく、行政職員の方がそう思うと、その流れに乗らないので、行政文書でありながら1年未満というところをきちんとしておかないと、「行政がきちんとやった記録を行政文書として将来に渡って残していく」という公文書管理の改善には、なかなか繋がらないと思っています。

#### ▽認証アーキビストという肩書の効果▽

菅： ええ、そういうふうな改善にむけて、アーキビストはこれまでもいろいろ苦労して働きかけてきたと思うんですけれども、今回認証アーキビストという肩書が出来たということは、どのくらいの効果があるとお思いでしょうか？

辻川： 尼崎の場合は、先ほど申し上げたようなことで、従前から結構位置づけられて、専門職として位置づけられているので、それをよりいっそう、なんか根拠を明確にしたっていう感じですね。一方で、職員の方がそれにより励みになるので、そういう効果もあると思います。自分はアーキビストである、専門職であるっていう意識を全員が持っているようなところですかね。またそれに向けて実績を積んでいく、っていう風な自覚する効果は必ずあると思うし、またそういう仕事への取り組み方は組織に対しても評価があがり、認識に繋がるんじゃないかなと思いますね。

大木： 認証アーキビストというのが、公的機関が作成するものとして初めてなので、公的機関、地方公共団体とかにとってはすごく意味があるものと思っています。今まで「専門職です」と言っても、どういうものかよくわからなかった。こういう形で公的機関が認証するものと言うのであれば、今後やり取りする時にすごく意味があるものと思っています。ただ認証されたということだけではなくて、認証された人が実際に仕事して実績を出していかないと、その効果というのが全然上がっていかないとしますので、呼びかけではないですが、そこは認証された人達、お互いに頑張ろうねということになると思います。

仲本： 私は特に認証されたからといって現場では大きな違いは沖縄ではないかと。さっき個人的なことで、自分が現場に行った時に認証されているとよいとお話しはしましたが、たとえば沖縄県公文書館と県庁職員との間では、大した違いは出ないのかなあと。むしろ大事なことは、実際問題としてどれだけ現場の方々やとりが出来るか、現場は何に困っている

のかを現状把握して、それを改善するためにどうしたらいいのかということ、我々アーキビストがアドバイスできるかということです。

実は先ほど自己紹介のスライドでスキップしてしまったんですけど、今後の抱負ということで私自身としては、現場の方々にどういった文書を残すべきなんですよ、ということが今は正直言えない状態、わからない状態です。沖縄県や県内自治体の職員の方々に、こういうものは地域の歴史に大事なものだから、是非このファイル管理簿の中でこれとこれは残してくださいってようなことが、今は言えない状態なので、そういったことをアドバイスできるようになりたいと考えています。

#### ▽基礎自治体における公文書管理▽

菅： はい、ありがとうございます。日本の場合、基礎自治体は尼崎が特例のように充実していて、アーカイブズがない、アーキビストもない、という自治体がほぼ全てというのが現状で、そういう中で仲本さんは、県の立場で県内の市町村の支援を進めていこうというような感じで受け止められています、大木さんは基礎自治体での任務のご経験もおありなですけれども、基礎自治体にアーカイブズなり、公文書管理の改善を進める上で、有効な働きかけの仕方とかというものを、何かお考えはお持ちでしょうか？

大木： ない自治体に対してという話ですよ。

菅： ですね。

大木： 「ある自治体がこういう実績を出しています、ない自治体は参照にしてください」、みたいな感じで、どんどん広がっていくことが一つ有効になると思います。

菅： 仲本さんの場合、県内の市町村にはどういった働きかけをされているんでしょうか？

仲本： 沖縄はですね、個別相談と出前講座というのを併用しています。個別相談は公文書管理に関する困りごとについて相談を受けます。それから出前講座というのは公文書管理の重要性について、職員の方々にお話しをして、全体的な底上げを図っていくという、この2本立てでやっています。今年度は4自治体から申込みがあって、コロナの影響でそのうち2つしか実現していないんですけど、今後もこれで進めていこうということになっています。

#### ▽認証アーキビストとしてのレベルアップ▽

菅： はい、ありがとうございます。実は今回は国立公文書館で認証アーキビストの担当の方にもご参加いただいでいて、そちらにお尋ねしたほうが良いことだろうと思いますけれども、認証を受けたはいいけれども、まあ5年毎の更新申請もあることから、その間に業績を積み重ねなければいけないことがあります。その間のフォローアップとかという体制も整備して欲しいな、というふうに思う訳ですね。たとえば非常勤だったり、会計年度任用職員だったのが、正規職員に格上げするような事例が出てくるといことになると、認証の大きな成果じゃないかなとは思ったりもするんですけども。自己の研鑽とか職場での研鑽とかってということ

で、認証アーキビストとしてのレベルアップは、どういうふうにして図っていこうとお考えでしょうか、皆様。

**辻川：** 尼崎では、国立公文書館の研修とか、あと国文研の研修もありますね、特に国立公文書館の方は段階を踏んでいるわけですから、なかなか一定日数を組んで予算も組んで受講するって言うのが難しかったわけですが、認証アーキビストのことなんかもテコにして、まあそれは受講する体制にして行こうかなと思うわけです。ただ、特に会計年度職員の場合は、なかなか本人の意識の中でもそこまで受講するのかっていうのが難しいところがあって、まあどうしようかなって言うところですが、少なくとも正規職員の若手については、研修等を受けるということも含めて、フォローアップを職場としてはしていきたいなと思っていますね。

**菅：** 大木さん、如何でしょうか？

**大木：** そうですね、自己研鑽を職場として、と言われるとなかなか難しいところがあって、日々の仕事をこなすのに精一杯の状況です。でも自己研鑽自体は自分なりにはずっとしていきたいと思っているところで、海外の文献を読んだり、大学院に籍を置いていますので、そういった人たちと勉強会とかを定期的に行っています。だから職場というよりは個人として、このアーカイブズ業界から取り残されないように頑張っていきたいと、研鑽は積んでいるところです。

**菅：** 仲本さん、いかがでしょう？

**仲本：** 私もう二十数年この業界にいて、もう定年が間近ですけども。最近思うのは、さきほど抱負でもお話したように、これからは現場、原課の方に実際に行って、何が困っているのかというところを把握、理解して、それを解決するためにこれまで培ってきた二十数年の、引出しからアドバイスが出来るようにしたいと思います。それが自己研鑽というんですかね、まあ現場から学んでいきたいということです。

さきほど大木さんが記録作成現場とアーカイブズというお話をされていて、我々アーキビストが現場に入っていた時に、「こういうふうにするんですよ」という指導が出来なかった時に、「あれ？なんなの？この人たちは」というふうに言われかねない、今まさにそういう状況なんですね、自分をはじめ沖縄では。我々アーカイブズ側は本当に日々の業務で忙しくて、それは整理業務だったり、閲覧業務だったりするんですが、追われているうちに時間が過ぎてしまうんです。しかし今後は、現場の方で実用的なアドバイスができるようになるのを目標に、自己研鑽を積んでいきたいと思っています。

▽組織の中で川上に有効に働きかけをする方法▽

**菅：** え～、現場に、やはり川上の方にどう働きかけていくのかというのが、お三方共通した問題意識かなというふうに受け取りました。それで、私なんかも常日頃悩みが多いところではありますけれども、国立大学法人の場合は、やっぱり公文書管理法に則ってレコードスケジュールは設定されていて、レコードスケジュールの設定する段階から私は関係をするように

はしております。ただ国立大学でも 86 大学ある中で、アーカイブズがあるのは 12 大学しかないわけで、基礎自治体と同じような状況が国立大学とか独法では起こっているんじゃないかなというふうに思います。そこのところも何とかしたいなとは思いますが、まずは自分の組織の中で、どう川上に有効に働きかけをするのかというのが一番の課題かな、と今までのお話を聞いていて思いました。

何かまとまりがないんですけども、ご自由にご発言、問題意識がおありの方いらっしゃったらご発言いただきたいんですが……。

**辻川：**先ほど菅さんからの問いかけで、基礎自治体でほとんど施設もない、公文書館もない、どういうふうに働きかけたらという問題提起がありましたけれども、あまがさきアーカイブズには多くの自治体から視察に来られます。「うちでもそういうことを始めます」と言うところがですね、確かに数はそんなに多くはないけれども、公文書管理法、公文書管理条例の関係もありますし、公文書館をきちんと整備しないといけないってということで、問題意識を持って始めようとしている自治体が実際多いと思います。ただやっぱり話を聞いてると、「職員一人です」とか「二人です」とかいうところがほとんどで、なかなか難しいなあと思いますけれども。

尼崎の経験から言うと、これはどこの自治体にも申し上げてるんですが、やっぱりパターンとして、尼崎みたいな地域文書館として幅広く地域の史料を扱う中で歴史公文書も扱うというパターンと、公文書に割と特化してオンリーで行くところと両方あると思うんですよ。基礎自治体の場合は公文書に特化するとやっぱり難しいのではないかなと思っています。というのは何ていうんですかね、市民の皆さんに利用してもらってという点でも、庁内的理解があるという点でも、実際にいろんな需要の利用に応えられる、庁内でも対市民の方でも答えを出せるかどうかガガなので、基礎自治体で公文書オンリーになった時に、どこまでその需要があって実際の問いかけに答えられるかっていうのは、すごく疑問に感じます。

例えばですね、地域文書館タイプですと幅広く地域の歴史に関する問い合わせがある中で、歴史的公文書もさまざまな地域史料も活用されるわけですし、逆に非常に行政的な問い合わせが庁内からあるいは市民からあった時でも、実は公文書だけで答えているわけじゃないんですね。公文書だけで答えることが非常に少なく、他のさまざまな資料源と組み合わせることで、そういう行政需要にも答えることができる。庁内で川上に対して働きかけていくうえで、「やっぱりなんといってもあそこは役に立つ施設だ、あそこに歴史的公文書を移管しているけれども、そこにいろんな行政上の事も問い合わせれば答えが返ってくる」、という評価を得ることが一番なのです。そのためには何というんですかね、地域文書館タイプにすれば、公文書オンリーで行くよりも余計に人手も施設も必要なもので、ますますそういう点では非現実的になっていくかもしれないんですけども、まあでも経験上、そんなふうに感じています。じゃあ、今の日本の各自治体が置かれてる現状でどうすればそれは実現するのか、という答えを私は持ってないですが、ちょっとそんなふうには感じています。



▽電子媒体の公文書や対外情報にもアーカイブズ概念を▽

菅：川上のほうがどんどん電子化が進んでいくとは思われますけれども、電子公文書なり電子文書への対応とかいうのは何か考えられ、具体的に対応をとられているところはございますでしょうか？

仲本：沖縄県の場合は、電子文書の管理はほとんど手が付けられていない状況です。

辻川：尼崎の場合ですけれども、公文書の起案は基本的に電子ですることになっています。電子で起案して電子で保存するものと、紙で保存するものがあるんです。電子で保存するものも一応選別対象にして選別保存はしています。

ただ問題はいわゆる文書管理システムで作成される電子行政文書以外に、従来、行政刊行物と言ったようなものが、電子の形でサーバー上に各課が保存している、あるいは対外的に刊行物としてこれまで出していたようなものが、pdfの形でだいたいウェブサイト公開をされている。その二つについてはアーカイブズ概念がないのでそれが非常に問題ですね。紙の時代はまだ落穂拾いで頑張って拾ってたのですが、電子になると拾いようがないので、今回の公文書管理法見直しの中では、それをどうするかってことは問題提起をしています。ただ、まあちょっとそこまで手を広げられるかどうかは難しいんですけども。

この点は、日本の公文書管理を考えていくうえで重要なことだと思っていて、いわゆる起案文書、公文書簿冊だけを対象にして頑張ってもダメで、今言った電子媒体で作られるいわゆる公文書簿冊以外の様々な行政情報に、いかにアーカイブズ概念を導入してきちんと保存していくかってことはすごく重要で、しかも誰もあまり考えていないようにも思うので、そんな視点を常々感じています。

▽参加者からの質問と回答▽

菅：はい、ありがとうございます。もう残り時間が短くなったんですけども、チャットでおひとり金子様から質問が寄せられていますので、金子さん、ミュートを外してご発言いただければと思います。

金子：こんにちは、金子です。チャットに書いてあるとおりになんですが、電子記録の場合、原課でライフサイクルの概念が理解されていなかったり、アーカイブズ概念が理解されていないというなかで、例えば「リスクマネジメントであつたりとか、ITセキュリティのために記録管理が必要なんですよ」という形で職員の方を説得して意識を高めていくということは、有効になるのかなあと思って、ちょっと聞いてみたんですけどどうでしょうか。

菅：いかがでしょうか？ご意見のおありの方…。

大木：多分有効だと思います。というのはその国際標準のISO15489を見ると、その辺のリスクマネジメント、リスクアセスメントも含めた上で保存期間を決定して移管廃棄という形も含めて書いてあるので、そのアプローチは有効だと思います。日本の組織は情報セキュリティ関係と文書管理関係が全然違う方向を向いて仕事しているところが多いので、システムを作る時に、情報セキュリティはできるのに文書管理の面が全然弱いということもあつたりする

ので、文書・情報というものを一体的に考えてシステムとして作っていく必要があるのではないかと、チャットを見ながら思いました。

菅：他の方、よろしいでしょうか？

▽本日のまとめ▽

菅： はい、金子さん、どうもありがとうございました。ではそろそろ時間なのでまとめに入りたいと思います。最初に言っとけばよかったんですけども、認証アーキビストの約4割は女性なんです。なのに今日並んでるのは男性しか並んでないということで、ちょっとジェンダーバランス的にはよろしくなかったかなと思います。

それはさておき、それぞれの多様な経験で多様な職場にいらっしゃるという、多様な立場に立っていらっしゃる方をパネリストとしてお招きしました。認証にかける思いというのは皆さまそれぞれでしょうけれども、公的機関における認証制度が出来たというのは、やはり大きい第一歩だろうと思います。多分これを、できれば国家資格にしたいなというふうに、国立公文書館の加藤館長とかは考えておられるのではないかなと、今までのご発言を聞いていて思います。是非そうしていただきたい。

実際、私自身の実務で、アーカイブズの実務はもちろんですけれども、現用に働きかける時に、認証アーキビストだからといってというのは、私の場合、大学という特別な所で教員という立場ですので、「先生のいう事は」ということで、まだ聞いてくれるところがありますので、そういう優利さはあるかと思いますが、今後、認証アーキビストとしても、努力をしていきたいというふうに個人的には思っております。

どうしても川上のレコード・マネジメントの所に認証アーキビストは踏み出して行かなければいけないんじゃないかっていうのが、本日の皆さまの共通した考え方ではないかなと思いました。公文書管理法は現課の職員がレコードスケジュールをつくるというふうになってはおりますが、大木さんのご指摘にあったように、アーキビスト職務基準書においては、レコード・マネジメントの側面は非常に薄いというのが現状なので、ここらへんの改善を働きかけるといことについても、ひょっとすると認証アーキビストの団体みたいなものを作って働きかけをしていく、また倫理要綱のようなものを作っていき必要性もあるのではないかな、というふうな思いに至りました。

最後に本日の感想を仲本さん、大木さん、辻川さんの順番で一言ずつお願いして、この会を締めたいと思います。仲本さん、よろしくお願ひします。

仲本： 私、自己紹介のとき、自分がお話したいことを一方的にお話したんですけど、認証アーキビストといっても、実はさきほどから話が出ているように、重要だといわれている現場での記録管理という点では、ほんとうはよく解っていないところが正直なところでして、今日は50名位の方々が参加されていますけれども、そういう幅広い方々と意見交換、交流する中で、こうじゃないとだめ、アーキビストはもっとこうしなきゃいけないよ、ということをお話していただきながらやれたらなあ、というように感じました。

菅：ありがとうございました。大木さん、願います。

大木：はい、今日はお二方と全然立場も違うし、状況も違うので、色々お話しいただいた点で、そういうこともあるなと刺激になりました。本当に勉強になりました。ありがとうございました。

今回認証という形で、「公文書管理のプロ」という形で、全国ニュースで報道されたし、記録管理に関わっていけるすごく大きな第一歩で、足がかりだと思っているのですが、さきほど仲本さんがお話しされたように、現場のニーズとか知らないで行って、「何だ、お前、認証アーキビストって意味ねーじゃねーか」というようなことを言われないように、その部分は勉強して、自身を高めていきたいと改めて思ったところです。

菅：はい、ありがとうございました。最後に辻川さん、まとめをお願いします。

辻川：はい。菅さんもおっしゃったように、結局、レコード・マネジメント、川上側がしっかりしてくれないといけなくて、どう働きかけるかって事だと思っんですけども、逆に何て言うのかな、危険なのはアーキビストがいるから大丈夫ですみたいな、他者依存的になっても困るので、それは繰り返し働きかけて言っていく必要があるんだろうな、「肝心なのは現場の方の文書管理なんですよ」ってことを、もう口酸っぱくして言っていくしかないのかなと思います。

それから、私はこういうオンラインの場でパネリスト務めるって2回目なんですけども、まあなんていうんですか、地域を越えて非常にやりやすくなっていると思いますし、今、尼崎は全史料協近畿部会事務局をやっているんですけども、これから全史料協とか記録管理学会とかアーカイブズ学会とかですね、いろいろ横断的なことも含めて、もっともっとうこういう場がまた持てれば、より一層それぞれの見識を深めることができるし、ステップアップしていくことにも繋がると思うので、是非、記録管理学会でもまたこういう場を考えていただきたいと思いますし、全史料協とも協力してやっていただければと思います。

#### ▽事務局からアンケートのお願いと閉会▽

菅：ありがとうございました。本日50人弱の方にご参加いただきましたけれども、過半数は記録管理学会の非会員の方です。それだけ認証アーキビストへの関心は高いんだろうとは思いますが、記録管理学会としても引き続きこの問題に取り組んでいこうと思いますので、ぜひ入会をご検討いただければ幸いです。それでは司会の齋藤にマイクを返します。

齋藤：本日はありがとうございました。チャットにURLを記入しておきましたので、本日の例会についてアンケートのご記入をお願いいたします。本日はご参加まことにありがとうございました。

菅：ではこれで閉会といたします。皆様、ありがとうございました。